

長野県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生きのこ－

長野県は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により、出荷の制限をするよう要請の指示があった野生きのこについて、制限区域の市町村と連携、協力し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じることとする。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

当該市町村の採取者に対し、制限区域内において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

当該市町村のJA、卸売市場や直売所等に対し、制限区域内の野生きのこを扱わないことを要請し、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、制限区域内の野生きのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村から制限区域内への入荷に関する対策

○制限区域外の市町村で産出された野生きのこを、制限区域内で販売する場合は、制限区域内の流通拠点に対し、以下の事項の周知徹底を図る。

- ・入荷先、販売先の記録の保存
- ・販売する野生きのこに、産地の市町村名を表示

○必要に応じて入荷先、販売先の記録の提出を求める。

○これら取組が確実に行われるよう、流通拠点の巡回指導を行う。

3 制限区域の市町村

小諸市、佐久市 小海町 南牧村 軽井沢町 御代田町
(2市、3町、1村 計6市町村)